

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【行政経営部人事課】

1 第2条関係（育児休業をすることができない職員）

- (1) 配偶者同行休業又は育児休業をした職員の業務を処理するために期間を限って任用された職員 → 改正なし
- (2) 特例により定年日の翌日以降引き続いて当該職務に従事している職員 → 改正なし
- (3) 非常勤職員のうち規則で定める職員 → 国が示す準則に倣って標記方法を改正する。
(規則改正案の要旨)

改正後 (育児休業できる職員を規則で定める)	現行 (育児休業できない職員を規則で定める)
引き続き在職した期間が1年以上の者	引き続き在職した期間が1年未満の者
任期満了後に引き続き任用されないことが明らかでない者	任期満了後に引き続き任用されないことが明らかな者
1週間の勤務日が3日以上のある者又は週以外の期間で勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上のある者	1週間の勤務日が3日に満たない者又は週以外の期間で勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日未満の者

2 第2条の3関係

子の養育の事情に応じて最長1歳6か月に達する日まで育児休業を可能とするよう必要な事項を定める。

- (1) 次の各号に掲げる以外の場合 1歳到達日まで
- (2) 配偶者が育児休業をしている場合 1歳2か月到達日まで（パパ・ママ育休プラス）
- (3) 子が1歳到達日において次のいずれにも該当する場合 1歳6か月到達日まで
ア 子が1歳到達日において当該職員又はその配偶者が育児休業をしている場合
イ 規則で定める場合

(規則改正案の要旨)

- ① 子が保育所等に入れない場合
- ② 子を養育する予定であった配偶者が次のいずれかに該当した場合
 - ・死亡した場合
 - ・負傷、疾病等により養育することが困難な状態になった場合
 - ・当該子と同居しないこととなった場合
 - ・8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

3 第2条の4関係

1歳6か月に達した子の養育の事情を考慮し、特に必要な場合に2歳に達する日まで育児休業を可能とするよう必要な事項を定める。

次のいずれにも該当することを要件とする。

ア 子が1歳6か月到達日において当該職員又はその配偶者が育児休業をしている場合

イ 規則で定める場合

(規則改正案の要旨)

① 子が保育所等に入れない場合

② 子を養育する予定であった配偶者が次のいずれかに該当した場合

・死亡した場合

・負傷、疾病等により養育することが困難な状態になった場合

・当該子と同居しないこととなった場合

・8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

4 第12条関係

引用条文の標記方法を修正する。